

しては、財投を導入して移転ができるとい
う計画が成り立つかどうかということ、それから
常識的にこれが過密都市であるということと、
二つの判断で今後考えてまいらなければならぬ
ものだと思います。

(藤田) 委員「将来の他の学校の問題は」と呼ぶ) これは将来個々の具体的なケースが出来ましてから、判定したいと思っておりますが、そういった二つの条件で処理をする。当面問題となつておられますのは、大阪大学がそういつた通例として出でるということで、当面そういう大都市に限

るということでおわが方でござります。
○藤田(高)委員　過密対策ということを法改正の
主たる理由にあげた以上は、原則としては過密対
策という理由のもとに、また客観的には過密対策
としてこれは考慮せざるを得ないだろうという条
件がある場合は、他の大学といえどもこの投融資
から借り入れをする場合は、今回こういう道を開
けば、原則的には拒むことはできないと思うので
す。これはそのように理解していいかどうか、こ
れが一つ。

今回の大阪大学の場合は、大蔵当局なり政府は、
第一点。
第二点。
い土地利用をしなければいかぬと思うのです。そ
ういう点では、どういうものに充てることが望ま
しいと一般的にはお考えになつておるか、これが

過密対策ということにそれほどまでに力点を置かれるのであれば、大阪大学の場合は、そのあとにどういうものを、たとえば公園にするとか、緑地帯にするととか、あるいは児童遊園地にするとか、私どもとしてはいわばその種のものを中心として土地利用をすべきだと思うわけですがけれども、大阪の場合はどういうことなんですか。

目的があるのでございます。また私どもはなるべく大阪大学の移転が円滑にまいりますようで、さればそこで必要な財源をあげてまいりたいとい

才考えて往來した巴と、うち二つで、三才の筆して、

うふうに考えておるわけでござります。そういたしますと、過密都市対策にならぬじやないかといふような御意見もあらうかと思ひますが、実は大學生が引つ越すということと自体がかなり大きな過密都市対策になるのではないかというふうに私ども

考えております。たとえば東京大学の例で申し上げますと、東京大学が使います水と申しますのは、大体金沢市が使います全部の水と同じぐらいの多量の水を使うというふうにいわれておりますて、そういたしますと、金沢市の人口は二十八万ぐらいでございますから、二十八万人分の水を東

京大学だけで使っておる。そのほかに電気とかガスとか、そういうものにつきましても非常に大量のものを使っておるわけでございます。そういうものが都市から移転するということになりますと、たとえば水不足とか、そういう面にはかなり役に立つのじゃないか、大学が移りますこと自体が過密都市対策になるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

り抜いていても考慮していくのだという、そういう御趣旨の答弁があつたと思うのです。ところが、いま聞いてみると、過密対策ということがこの法の一部改正の主たる理由になつておるにもかかわらず、大阪の場合私は具体的じゃないと思う。少なくともこれをにしきの御旗として法の一部改正をやるのであれば、この多云をする現在の

大阪大学のあとの用地は何に使うのか。公園に使うのか、緑地にするのか、児童遊園地にするのか。いわば先ほど説明のあったように、人口の過密状態を排除するにふさわしいような用地利用をやるという前提がないと、具体的な問題としてあなたたちがそこまでのことについて力説をされるのであれば、ちゃんとこういう形で予算措置をされる前提として、そういう御計画というものが当局

のほうに理解をされた上でこういう理由というのが出てこなければいかぬと思うのです。これが極端にいえば利権屋の投機対象になつたり、ある

八は自衛隊がそのあと一ヶ月つづいてもかねつかうな

いは自衛隊がそのあとへやつてくるかもわからぬ。あるいはビルが建つとか、また商店街ができるとか、もう過密対策には全然ならぬような用地利用をするかもわからない。やってみて、予算を組んだらあとは現地にまかすのだ、大阪にまかす

のだ、こんな無責任な法律の改正、提案の理由説明というのではないと私は思うのです。半ば聞いてみると、あなたたちが異例なケースとしてやつておるのだと、ということであれば、過密対策にふさわしい理由というものがそこで説明をされないと、中身と表で掲げたものは違うじゃないですか。い

○鴻山政府委員 ただいまのあの計画がきまつていいじやないかと、お尋ねでござりますが、これは「国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなる」、こういう場合において、というふうに書いてありますけれども、この国立学校特別会計といったしましては、この国立学校の移転自体が、それだけで財投を導入するという理由が十分立つと考えられておるわけ

でありますか、かたがたそういういた国立立学校の移転といふものについて、あわせてこれを過密対策に資しよう、この二つの要請が一緒に書いてあるわけであります。国立学校の側においてそのあと緑地化なりあるいは児童遊園なり、そういうものの計画まで立てなければ事が済まないといったところが、つまびらかに書いてあるのです。

で、今回そういうひつた人口の過度の集中対策にも資するようなケースについてやろう。こういうことを書いてあるわけでございます。それから先につきましては、過度の集中に対し一番適切な措置をいろいろ考えるということで関係者努力しなければならぬと思いますが、さりとてここを公園にしてしまうというようなことは——公園はいま地方団体が無償で大本國有材産を貯しておる力でござ

ざいます。そういうことでは特別会計の側としても困る。したがって、そういう程度特別会計の側としての希望を満たし、さりながらま

10

○藤田(高)委員 私はこれはさらっと質問をしておきたいのですが、この問題について、今後関係者間の協議によりまして一番適切な方途を見出していきたいということで、そちらのほうの対策はいまだきまつてない。いずれにしても土地が完全にあきますのは相当先の話でござりますので、それまでにきめてまいりたいというふうに考えております。

ねをしたいと思います。

○岩間政府委員 先ほどちょっと御説明を落としましたのでございますが、これはもちろん大学の教育研究上非常に重要なだからこそへ移転するのだというような前提出るわけでございます。御承知のように大坂市内にございます工学部その他は研究所がござりますけれども、そういうものは大坂市内の騒音でござりますとか、それから空気の汚染でございますとか、そういうもので教育研究上非常に困つておるわけでございます。そういう前提がございまして、これはぜひとも移転をしなければならないということがます第一の前提になつておりますまして、これは法律上書いてございませんけれども、それはむしろ当然の大前提としてあるわけでござります。

まして、それからそれに対して整地をいたしまして、その上で建物を建てる、それから移転をするということで、私どもはなるべく早くあと地処分をいたしたいと考えておりますけれども、そういうふうな手続を踏みますと、先ほど次長から申し上げましたように、何年か先になるわけでござい

ます。二、三年くらい先になりましてからやつとあと地の処分という問題が起るわけでござります。その場合にはもちろん先生が御指摘になりましたように過密都市の対策に合うようにこれをやることは当然だと思いますけれども、まだ具体的にどういふものにやるかということはいまのと

○藤田(高)委員 私はこういう重要な法の改正をするにあたつて表に出されておる理由と実質的にそれを裏づけするに足る条件というものが整備をされないまま、この種の法改正がなされるといふ事につき、こまで早々おさせ申します。よろしくお

シ系は、少しでは了解できません。しかし今日段階で、どういものにこの土地を利用するのかという点については、いまのところわからぬというわけですから、これ以上お尋ねしてもやばだと思ひますから、その点は留保いたします。しかし今日

段階で私は強く要望しておきたいと思うのは、やはり過密対策ということであれば、基本的には公園とかあるいは緑地とか、最近児童を中心とする交通事故から人命を守る、こういう観点からいつても児童遊園地にするとか、そういういわゆる過密対策にふさわしいものにこの土地を利用される方向で御検討、また処置をされることを強く要求しておきたいと思うのです。それともう一つは、国は国立大学の移転した後の一連の土地利用として、土地の値上がりを待つてそうして投機事業の対象にするようなことは厳に戒むべきであろう。あるいはまたこれは具体的な処置ですが、この土地を切り売りしてここでいわゆる見返り財源を調達するためにつくるとか、そういうような措置については、これはやはり一考を要する必要があるのじやない方であるとか、あるいは自衛隊を入れるとか、あるいはこれは過密対策にはならないような商店街をつくるとか、そういうことになつておるが、これはやはり一考を要する必要があるのじやない方であるとか、あるいは戸籍簿を入れるとか、こういう点について私は法を提出された当局に対しても強くこれまでの要求をして、この問題は今まで段階では一時保留して、次の質問に移りたいと想います。

○泉政府委員 わが国の直接税と間接税の比率についてお尋ねをしますが、まず、事務的なことですが、税の総収入のうち直接税と間接税の比率はどういうことになつておるか、またそのうち直接税については法人税と所得税の比率はどういうことになつておるか、この三年来の推移をお聞かせを願いたいと思います。

つきましては、戦前の昭和九—十一年ころにおきましては直接税が三五%、間接税が六五%といふふうに間接税の割合が高かつたわけでございますが、それが戦時中だんだんと物資統制が行なわれて消費の規制が行なわれるということからいたしまして逆転いたしまして、直接税の割合が六五%、間接税の割合が三五%、こういうふ

うに相なったわけでござります。それが戦後に至りましたまして、企業が戦災その他によりまして崩壊いたしまして、直接税の割合がまた下がりました。それが昭和二十五年にシャウプ勧告によりまして直接税中心の租税体系ということからいたしましたて、また直接税のウェートが上がつてまいつたのでござりますが、それによりますと個人の税負担額が高くなり過ぎて、税務の執行上もいろいろ難点が多いということからいたしまして、その後直接税を中心として特に所得税の軽減がはかられてまいりました。そのために昭和三十三年には再び直接税が四八・七%、間接税が五一・三%というふうに若干間接税の割合が高いという状況になつたのであります。その後昭和三十五年以降御承知のとおり非常な経済成長が行なわれまして、それに伴いまして所得が増加してまいりました。そのために再び直接税の割合が高まつてしまつました。昭和四十年の見込みにおきましては直接税が五八・九%、間接税が四一・一%、このような姿になつて、間接税のウェートは大体四〇%台、直税が六〇%に近い割合になつておるわけでござります。

それから所得税と法人税の割合を申し上げますと、昭和三十二年までは所得税のほうが多かったのでございますが、昭和三十二年から法人税のほうが所得税の割合よりも金額的に多くなりまして、その後はずつと法人税のほうが所得税より多いという状況が続いておりました。たとえば昭和四十年度で申し上げますと法人税が全体の税収の二九・五%、所得税が二八・二%ということです。四十年度の場合には、最近の経済情勢を反映いたしまして法人税の伸びが少のうござりますので、そのために法人税のウエートと所得税のウエートがやや近寄っておりますけれども、一番離れておりましたのは昭和三十七年でございます。そして、そのときは全体のうちで法人税が三二・六%、所得税が二四・二%というふうに、かなり大きな開きを示しておったのでございます。その後個人所得がだんだん増加いたしましたために、

三十八年には法人税が三一・六%，所得税が二・五・三%となり、三十九年には法人税が三一・六%，所得税が二六・五%，このようになります。で、四十年には先ほど申しましたとおり法人税が二九・五%，所得税が二八・二%，このような割合になつておるのでございます。

○藤田(高)委員 推移を聞いてみますと、かなり直間の比率の変動がござりますし、また直接の中における法人税と所得税の比率についても変動があるようあります。で、直間の比率構成といふものはどの程度のものが最も適正であるというふうにお考えになられておるのか、これをひとつ見解として聞かせてもらいたい。

○県政府委員 直接税と間接税の割合がどの程度であるべきかということにつきましては、いろいろの御意見がございます。また先ほど申し上げましたようにわが国の過去を振り返って見ましても、時代によつていろいろ変遷をいたしておりますわけでございます。また諸外国で申しましても、アメリカは直接税の割合が一番高くして、直接税が約八六%，間接税が一四%というふうに非常に直接税の割合が高い。これに対しまして西欧諸国、特に西ドイツの場合でございますと、大体直接税が約五〇・四%，間接税が四九・六%というよくな状況でございますし、フランス、イタリアでございまますと、むしろ間接税の割合のほうが高いといふ状況でございまして、直接税と間接税の割合がどういうふうにあるべきかにつきましては、一般的に申し上げますと、直接税のウエートが過過ぎますと、負担が重くなると勤労意欲あるいは企業意欲に支障を来たす、そしてまた税務の執行におきましても、対象納税人員が非常に増加いたしますと、その所得の把握に正確を期しがたくなる、税の執行上公平を期する上にいろいろ難点がある、こういう問題があります。それから、直接税におきましては、何といっても税負担の公平という点から見れば最も国民の担税力に適応した税である、ということがいえるわけでございます。間接税におきましては、何といっても税負担の公平という点

なしに、しかも微費を安くして課税できるといふ点に利点がある反面、国民の税負担といふ点から見ますと、昔からいわれておりますように逆進的である、所得の低い者の負担する割合が所得の高い者の負担する割合よりも間接税の場合には高い、こういう難点があるわけでございます。そのためには各國とも、直接税、間接税の割合をいかにすべきか、いろいろ苦心しておるようでございますけれども、一義的に、理念的に直接税と間接税の割合は、こうあるべきだということはなかなか申し上げかねるのでございまして、やはりその国々におけるいろんな経済情勢なり国民感情、それから経済発展の段階、こういったものによって動くわけでございまして、わが国の場合におきましては現在の経済情勢を前提といたしますれば、現在程度の直接税、間接税の割合が適当なのでありますして、これを特に直接税の割合をふやすとか、あるいは逆に間接税の割合を特にふやすということとは好ましくないという考え方でございまして、これは同時に、昨年税制調査会が答申いたしました長期税制の答申においてもこのよな立場が述べられておるわけでござります。

能力のある者から取るんだ、こういう基本的な原則からいえば、所得税さえ納めることのできないような低所得者層も、間接税に関する限りは、百萬長者といえども同じような負担をしなければいけぬ。それが、三十五年時点のこの資料によるところと、大綱的にいって半々に近い負担をそういう層がしておるということは、やはり間接税全体の比率といふものをもつと圧縮することが今日の日本国民所得の実態からいって、私は間接税を輕減していく——あとで、物品税については具体的に質問したいと思いますが、この国民生活に密着をしたようなそういう物品税といふものは、これは軽減をしていく方向をとるべきではないか、こういうふうに考えるわけですが、それについての見解を聞かしてもらいたい。

そのこととあわせて、私がきょう質問をしたいと思って若干の資料要求をしたわけですが、この所得税の納税、非納税の間接税の負担状況の資料については、三十五年より新しい資料がないとうことなんですね。これはないのかどうか。ないというのであればどういうことなのか、これをひとつお聞かせ願いたい。私は官庁というのはほかにあまり感心することはないのですが、統計やこういった数字はよく整備をされているという点については——その統計資料をどのように用いるかは別でありますけれども、官庁というところは非常に統計資料は行き届いている、こういう点については私は非常に高く評価をしているのですが、どうも調べてみると、三十五年以降ない、こういうのですが、もっと新しい資料があつたら、いま私が提起した点について一番新しい時点における比率資料を提示してもらいたい。

うに、所得税の納税世帯が負担しているのが三一・五%、それから所得税を納税していない世帯が負担している額と、その額、これの比率を見ますと、間接税の中では物品税は、納税世帯が負担しているのが六八・五%、非納税世帯が負担しているのが三一・五%、このようになっておりまして、酒税の場合ですと、それが六〇・五%対三九・五%、たばこでござりますと、五一・三対四八七・というふうになつておりますと、間接税の中では、むしろまだ物品税のほうが所得税の納税世帯が負担している額の割合が高いということになつております。これは物品税の中におきましては、国別消費税でございますので、免税点を定めまして、普通一般の大衆が使用するような物品については免税点で課税しないということにする、あるいは大衆的な消費物品に対しましてはできるだけ税率を軽減していく、そして消費の高級なものに対する税率を高くしていくような配慮を加えることができるよう、このようになつてゐるのでございます。ところがたばこのようなものになりますと、もちろん品質によりまして値段に差はございますけれども、しかし小売り価格に対する専業益金の割合から申しますと、高級品と下級品との間にそれほど大きな差がない。そのため所得税を納税しないような階層が四八・七%も物品税を負担しているわけでございます。しかしながらそうは申しましても、間接税につきましても、その負担の状況は、国民生活の状況が年とともに変わってまいります。したがつて、ある年においてその消費に對して課税すべきだと考えたものも、数年たつてまいりますと、非常に一般化いたしまりまして、それに對して課税するのはどうかというような問題が出てくるわけでございます。そこで、間接税につきましても、何年かに一回はそういう見直しをいたしまして、軽減をはかつていくといふことが望ましいと考えておるのでございます。特

うことは毛頭ないでございます。むしろより逆進性の強い間接税を含めまして、間接税全体につきまして直接税とのバランスを常に考えていかねばならない、こういう性質のものであろう、かようと考えております。

○藤田(高)委員 時間の関係もありますので、今回改正をされておる具体的な内容について質問をしたいと思いますが、その前に集約的な私の意見としては、この資料はもと新しいものを整備をされて、いま指摘をしたような資料整備についてもっと最近の資料を土台としてわれわれが検討ができる、また税調あたりにも資料提供ができるようそういう資料整備をやるべきである、その点要求をしておきたいと思います。それと全体的に物品税はもちろんですが、酒、特に砂糖ができますが、また税調あたりにも接近消費税あるいは電気ガス税のごときはもと比率というものを、いわゆる所得税を納める階層と納めない階層との比率というものがあまりにも接近をしておる、税の負担公平の原則からいって、これは逆進性が強過ぎる、そういう点から全体的に引き下げるような対策を講じることを、これまた要求をしておきたいと思います。

次に具体的な内容であります、今回の改正は提案をされております四品目に限定をしておるわけですが、この四品目に限定をした理由、これに

に対する税制調査会の答申案の中にはどういう理由を付して答申をしておるか、この二つをまずお尋ねしたいと思います。

○県政府委員 先ほど申し上げましたように、間接税につきましては昭和三十七年に物品税のみならず酒税を含めまして一般的な軽減を行なつてまいりました。そのために現在の段階におきましては、大体間接税は消費者段階で課税するものについて一割、製造段階で課税するものについては二割ということを基準といたしましておおむね負担の程度が定められておりまして、この程度で間接税の姿としてはいいのではないかというふうに考えられておるわけでございます。しかし先ほしと申しあげましたように、数年たてばそういう

た点は検討し直す必要があるわけございます。

しかし昭和四十年度につきましては御承知のとおり自然増収が少なくなりまして、減税財源の確保が非常に困難でありましたために、間接税につきま

しての軽減はいたさないということを方針とした

だけです。

○藤田(高)委員 物品税を改正いたしました際に、小型乗用車、カラーテレビ受像機の四品目につきましては暫定軽減税率といふものが定められまして、昭和四十年の三月三十一日まで本則税率はいずれも二〇%でございますが、小型乗用車につきましては一五%、その他の三品目につきましては一〇%という税率がきめられておったわけでございます。これはそれ自身化対策であるとか、あるいは商品として開発されましても間接税の中における税の逆進性、こういった問題がないためにその競争力を培養する必要がある、こういった考え方で暫定軽減税率がとられたわけでございます。しかしその暫定軽減税率の適用期限が到来いたしますので、これをどうするか、一般的な軽減はともかくとしてこのように期限のくるものについてどうするかということを税制調査会におばかりしたわけでございます。

ところが税制調査会におきましては、これら四物

品の最近の生産、消費の状況あるいは輸出の状況、輸入の状況、こういったものを見ました上

で、これらの四物品につきまして軽減税率を設けた趣旨はおおむね達成されたものと考えられるの

で、暫定軽減税率は適用期限到来と同時に廃止し

て本則税率に戻すべきである、このような答申が行なわれたわけでございます。

政府案を検討する際にいろいろ検討いたしてみますと、小型乗用車につきましては、御承知のとおり、本年中に自由化を行なうというような事態が予想されております。そういう点からいたしましては、生産高においては二・三倍にふえておる。それからカラーテレビについても一倍にふえておる。これから小型レコードについてはこれまで三十六年と三十九年の対比においては、生産高においては二・三倍にふえておる。それからカラーテレビについてもこれまで約二倍にふえておる。それから小型レコードについてはこれまで三倍にふえておる。カラーテレビについては驚くなれ、かれこれ十九倍から二十倍にふえておる。これだけ生産が上がれば、単位当たりのコストというものが当然これは上がるわけですから、これだけの生産の伸びに見合ってコストが軽減されれば、これは貿易の自由化ということについてもあるいは国際競争力という観点から見ますと、小

さないが、そのほかの物品につきましてはあまりはしないが、そのほかの物品につきましては

も一挙に税額が倍になる関係からいたしまして、そのような急激な変化を与えるのはいかがかといふ考

慮のものとに、なお今後一年間軽減税率を漸進

た点は検討し直す必要があるわけございます。したわけでございます。ところで昭和三十七年に、御承知のとおり自然増収が少なくなりまして、減税財源の確保が非常に困難でありましたために、間接税につきましての軽減はいたさないということを方針とした

だけです。

しかし昭和四十年度につきましては御承知のとおり自然増収が少なくなりまして、減税財源の確保が非常に困難でありましたために、間接税につきま

しての軽減はいたさないということを方針とした

だけです。

○藤田(高)委員 この税制調査会の答申案は、い

まの御答弁もありましたけれども、いわゆる三

十七年に法改正をやった時点にいまのような軽減

率を設定をした、そのときの条件から考えるな

れば大体その目的を達成した、したがってこれは

基本税率に返すべきだ、こういう答申を出してお

ると思う。これは先ほどの間接税の物品税と酒や

あるいは砂糖や電気ガス税ではないですか

れども、同じ間接税の中における税の逆進性、こうい

うような全体的な比率から考慮するなれば、これは

やはり今回暫定税率を三年刻みでやつております

が、小型乗用車用とかあるのはカラーテレビと

かフィルムとか

こういうものについては、そ

う全体的な比率からいっても、これは基本

税率に返さないと全体的な均衡がとれないんじ

すが、小型乗用車用とかあるのはカラーテレビと

かフィルムとか

こういうものについては、そ

う全体的な比率からいっても、これは基本

税率に返さないと全体的な均衡がとれないんじ

すが、その点についてはどういうふうにお考

えな

のか、それが第一点。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、三十七年の法改正のときに、大体

先ほど御説明のあったような暫定税率といふもの

をきめたけれども、その目的は三年でほぼ達成

したという理由の中には、時間の関係で、私は自

分の持つておる材料を提供して率直にお尋ねした

のですが、たとえば今回改正をしておる小型乗

用車については三十六年と三十九年の対比におい

ては、生産高においては二・三倍にふえておる。

それからカラーフィルムについてはこれまで約二

倍にふえておる。それから小型レコードについてはこれまで三倍にふえておる。カラーテレビにつ

いては驚くなれ、かれこれ十九倍から二十倍に

ふえておる。これだけ生産が上がれば、単位当た

りのコストというものが当然これは上がるわけ

でありますから、これだけの生産の伸びに見合ってコスト

が軽減されれば、これは貿易の自由化ということ

についてもあるいは国際競争力という観点から見

ますと、税制調査会としては三十七年の改正

でも、これは基本税率に返すだけの理由というものが現実に私はあると思うのです。この点だけじゃない、ほかにも材料を持っておりますよ。持つておりますけれども、たとえば生産の伸びから見れば基本税率に返してもよろしい、そういう条件が整つておるから税制調査会の答申案の中に申が出たと思うのです。やはりそういう実態に即してそれをやらないと、あとで私は触れたいと思いませんが、もっともつと物品税をかけておる国民生活に密着をした、国民生活の必需物資に該当するようなものは基本税率で置きっぱなし、そうしてこういううどちらかといえばブルグラン級といいますか、あえていえばこの四品目なんか私は、かなり生活程度の高い人に影響のある、もつと極端にいえばこれは産業政策上からこういう暫定税率というものはできておると思うのです。そういうふうなものはできておると思うのです。そういうふうなものはできておると思うのです。そこで、あえていえばこの四品目なんか私は、かなり生活程度の高い人に影響のある、もつと極端にいえばこれは産業政策上からこういう暫定税率というものはできておると思うのです。そういうふうなものはできておると思うのです。これがやはり今回暫定税率を三年刻みでやつておりますが、その点についてはどういうふうにお考

えな

のか、それが第一点。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、三十七年の法改正のときに、大体

先ほど御説明のあったような暫定税率といふもの

をきめたけれども、その目的は三年でほぼ達成

したという理由の中には、時間の関係で、私は自

分の持つておる材料を提供して率直にお尋ねした

のですが、たとえば今回改正をしておる小型乗

用車については三十六年と三十九年の対比におい

ては、生産高においては二・三倍にふえておる。

それからカラーフィルムについてはこれまで約二

倍にふえておる。それから小型レコードについてはこれまで三倍にふえておる。カラーテレビにつ

いては驚くなれ、かれこれ十九倍から二十倍に

ふえておる。これだけ生産が上がれば、単位当た

りのコストというものが当然これは上がるわけ

でありますから、これだけの生産の伸びに見合ってコスト

が軽減されれば、これは貿易の自由化ということ

についてもあるいは国際競争力という観点から見

ますと、税制調査会としては三十七年の改正

の際に、暫定軽減税率を設けた趣旨はおおむね達成されておる。これは先ほどお話をのように、生産量からいたしましても、コストの低下があいかからいたしましても、一応そう判断されるということをございますが、しかし法案をつくる段階にならってきますと、特に小型乗用車につきましては、産業政策的というおことばがございましたが、まさににそのとおりでございまして、今後わが国の輸出産業のチャンピオンとして大いに期待されるべき戦略産業になるわけでござりますので、小型乗用車につきましては、現在軽減税率を設けることによつて国内消費が伸びまして、それによつて生産がふえ、コストが低下いたしまして、外国車と競争し得るような立場になつてしまひたのでござります。しかし今後ますます輸出を増強するという点から考へると、自動車産業はさらに強化していく必要がありますが、石油ガス税の新しく課税する問題があるといふふうに認められますので、たまたま本年自由化を控えまして、物品税の問題ばかりに、地方税でありますと、自動車税の増徴の問題がある、あるいは石油ガス税の新しく課税する問題がある、こういった三つの問題が重なつてしまひましたので、そこで物品税について一応軽減税率の目的は達成したと認められるにいたしましても、一挙に本則税率に戻すということでは影響が大き過ぎはしないか。このような観点から三年間漸進的に持っていくということにいたしておりますのでございます。

で三年間の暫定軽減措置を講ずることにしたわけ
でございます。他の物品との関連を問題にいたしま
すとお話をのように検討し直す必要があるうかと
存じます。今回はこの適用期限が到来するものに
ついてだけ検討いたしましたので、他の物品との
権衡は今後さらに検討すべきもの、かように考え
るわけでございます。

○藤田(高)委員 私はいまの答弁はちょっと理解
に苦しむのですが、期限が到来したものだけに限
定をして税率を取り扱うということはちょっと問
題があると思うのです。先ほどの御答弁ではない
のですが、三年間、あるいはこのごろのようにも変
動の激しいときには、これは極論ですが、三年前
に二〇%の基本税率をかけたものが今日の条件の
中ではその半分にしてもいいかもわからない。そ
ういうケース・バイ・ケースで検討しなければい
けない性格を持っておる物品税については、やは
り基本税率に返すべきかどうかという期限が到来
すれば、他の百近い物品税との関連において、そ
ういう均衡上の適正であるかどうかという検討が
当然なされ得かかるべきではないか。そういう検
討をしないでこういう暫定税率を設けることは、
極論をすれば、特に自動車等を中心とする資本家
のそういう意向というものをそんたくするあまり
にそのものにだけ限定をしてこういう処置をとっ
たのではないか、こういうふうにさえ思われるの
ですが、その点についての見解をひとつ聞かして
もらいたい。

それとまゝ一つ、私の持つておる資料からいく
と、これは先ほどの均衡上の問題も含めて基本税
率に返すべきだ、そして物品税を下げるのもつ
と生活に密着した物品税を下げるべきだという主
張を私はしたわけですが、先ほどの国立学校ではな
いですが、表向きの理由は、貿易の自由化に対処
する国際競争力云々といふことが大きな理由に
なつておるわけです。私は、基本税率と暫定税率に
よつて国際競争力云々ということでなくて、む
しろ、自動車で言えば、自動車の貿易の自由化を
いつやるのかという基本的な問題のほうが先だと

思うのです。こういう基本税率を十五を十六、十六を十八にするような小手先のことよりも、もっともっと基本的に自動車の自由化をいつからやるのか。これについては昨年の特振法の審議のときに、通産大臣福田さんが、自動車の自由化については——ここに議事録を持っておりますが、来年の三月までには自由化をすべきである。「ます自由化の問題でござりますが、来年三月までしない」ということは申し上げられません。いつやるかもしません。時期は申し上げることはできない。こう言って、「しかし、おそらく来年三月までにはやらなければいけない」というふうに言明しておるわけです。私はこのことに関連して、自動車の貿易の自由化というものはここまで時の通産大臣は昨年言明しておるわけですが、いつおやりになるかということをひとつ関連をしてお尋ねをしたい。

それと、私の主張点というのは、やはりこういった物品税のわずかばかりの税で産業政策的な配慮をやらなくてもいいという条件ができるのにかかるわらず、依然としてこういうように暫定的な税率を存置して小手先的ことでこの問題を糊塗しようとしておる。本来的にこの種の問題はやはり貿易の自由化、自動車であればその自由化をいつやるのだという、そういう基本的な問題で国際競争力の問題については考えるべきじゃないか。それについての見解を示してもらいたい。

それと時間の関係がありますので、質問点を集め約して申し上げますが、第三点は、昨年も暫定税率をやっておるわけですが、いわゆるステレオ装置と自動車用クーラーとルームクーラー、この三品目と今回の四品目。これは私どもの生活実感からいうと、先ほども指摘しましたように、かなり所得の高い人が対象になる生活物資だと私は思うのです。こういうものにここまで税の面で政策的配慮を加えるのであれば、いま少し私は小型電気冷蔵庫あるいは扇風機あるいは暖房用の電気ストーブとか、ガスストーブとか、石油ストーブとか、もつと大衆生活に普遍的に寄着をしておるような

税を軽減していくようなことを当然私は考えるべきじゃないか。そうしないと、同じ物品税の中でも、極論をすれば、基本税率に返してしかるべきものは特別な配慮を加える。むしろことしの所得税でいうと、五十四万以下の低所得者層、そういう勤労者層が生活をしておるような物品に対しても、容赦なく基本税率なんというものは、ずっと膠着状態が続いている。これは私は非常に物品税内部の税の改正としては、特定の層の薄い、ことばは適切でないかもわかりませんが、ブチブル層のそういうものを対象にした税の改正だと思うのですよ。そうではなくて、もつと大衆生活、国民生活に普遍的に密着したようなところで、基本税率を下げていくような、あるいは免税点を上げていくような措置を当然講じるべきだと思いますが、これについての見解を以上三點について聞かしていただきたい。

問題外に置かざるを得なかつたのでござります。
この点につきましては、先ほども申し上げました
ように、今後物品税全體についてのバランスを十分
はかっていくよう検討いたしたいと考えてお
るわけでござります。

それから、自由化の問題は、あとで通産省のほうからお答え願うことにいたしまして、昨年暫定税率を一部は廃止し、一部は継続することにし、また本年暫定軽減税率を四品目について三年間に漸進的に基本税率に戻すような処置を講じた品目は、考えようによつては、お詫のよううに、所得税の非納税階層というよりも、むしろ納税階層の中でも比較的所得の高い階層が消費するものではないかという御意見、まことにごもつともでござります。

そういう点からいたしまして、もちろん、先ほど申し上げましたように、物品税全体のあり方といふものを検討すべき必要があるということは私どもも考えております。先ほど申し上げましたように、四、五年に一回は検討し直さなければいかぬよう思つておりますが、たまたま四十年度は、繰り返して申し上げるように、減税財源を確保したいということから、やむを得ずそういう全体的な改正について検討することができなかつた次第でございます。今後機会を見て、減税財源を確保し得る状態のときに、そういう点の検討をし直したい、かように考えるのであります。⁽¹⁾

○川出政府委員 自動車、特に乗用車の自由化の時期でございますが、これは通産大臣が国会で答弁しておりますので、それを申し上げますと、四十年度の上期中に態度をきめたいということを言っておられるわけでござります。自由化の問題につきましては、部品工業に与える影響、これは下請、中小企業等を含めてござりますけれども、あるいは国内の経済全般の動向等を勘案して慎重に決定をしたということで、現在具体的にいつということをまだきめていないような実情でございます。

それから、自由化対策いたしましてなにしま

しても、国際競争力を強化することが先決でございます。しかし、シャーシーメーカーはもちろんでござりますが、非常に数の多い部品メーカーの合理化あるいは集中化、あるいは販売関係は競争がきわめて過度になつておりますので、販売条件の適正化、場合によりますれば、割賦販売法の適用ということも現在検討している次第でございます。なお、自動車工業のシャーシーメーカーなり自動車工業の態勢の整備につきましても、行政指導を現在しておるわけでございますが、自由化に備えて着々整備している段階でございます。

それから物品税の問題でございますが、これは暫定で一五%のものをもとへ戻していくわけでございますが、自動車工業全般の問題としまして、自由化を前にして競争も激しくなつておりますし、この動向はわが国の国民经济全般に与える影響も大きいし、自動車工業だけではなく、それには一番たくさんの関連企業が集中しているわけでございます。これは段階的に上げていくのが適当ではないかと考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 昨年の特振法の審議の際に、先ほども紹介したわけですが、自動車の自由化についてはおそらく三月までにはやる、こういう答弁をされておるわけです。ですから、これは今回の物品税を通じて暫定税率を二年、三年おいてその産業政策的配慮を加えることをさることながら、この種の問題は、やはり貿易の自由化の時期をいつするのかということのほうがあんと産業政策的観点からいうならば、私はファクターは大きいと思う。したがって、昨年からずっと一年間かかるて検討しているわけですが、昨年福田通産大臣は、三月と答弁されているわけです。もう三月にかかるっているわけですから、いつおやりになるのか。これはさらに延びるのか。この説明のようないい。

それと、先ほど主税局長の御答弁がありましたが、私は非常に矛盾を感じます。といふのは、片方今度の国会で上程されておる地方税法の一部改正では、小型乗用車に対しては、排気量を基準にして、一リットル以下のものについては一万二千円を一万八千円、一リットルから一・五リットルまでについては一万四千円を二万一千円、一・五リットル以上については一万六千円を二万四千円とかなり大きな税の引き上げをやつておるわけなんですよ。片一方でこれだけの税負担を免れる条件ができるって、そして片一方では基本税率率に返さないというのは、私はこれは非常に本主義倒しておると思う。むしろこれは地方税法のほうで言えば、それほどまでに基本税率に返すことがむずかしいのであれば、この地方税法のほうで改正については現状維持であれば現状維持で、こういうことが物品税全体の、先ほど来指摘しておる、私どもの言ういわゆる生活必需品、国民の大多数の生活必需品に結びついておる物品税のつり合いからいっても、こちらの基本税率に返すことのほうがいい。これはなんば聞いても納得いかないです。

それで、いまの産業政策という観点でいえば、こういう基本税率を若干暫定税率で小手先細工をするのではなくて、貿易の自由化をいつからやるのだということのほうが国の政策としては重要な問題であると考えるのですが、昨年の大臣答弁との関連において明確にしてもらいたい。これは通常政務次官のほうが多いかもわかりませんが、これは重要な問題ですから、場合によれば重工業局长の答弁に合わせてひとつ政務次官の政府見解も聞かせてほしい。

与える影響が大きい場合には慎重にしなければならない要素もございますので、現在櫻内通産大臣は国会におきまして来年度の上期中に態度をきめたいという旨の答弁をなされておるわけでございまして、私は反復してそれを申し上げた次第でございます。

○泉政府委員 お話しのように今回地方税で自動車税を増徴することにいたしておりますのに、物品税のほうはなぜ本則税率に戻さなかつたか、こもつともな御意見でございますが、地方税のほうにおきましては、御承知のように道路整備五ヵ年計画で四兆一千億の計画がスタートいたしておるわけでござります。そこにおきまして地方の道路整備財源がかなり窮屈になつております。そういう点からいたしまして、自動車税の税率がきめられました後だんだんと段階が下がつてきておりますので、そういう点を考えますと、そういう自家用車を公用車を中心いたしまして、まあそういう物品につきましては、自動車税の税率がきめられましたえ得るのではないかということから五割方引き上げの方針がきめられたわけでございます。

ところで物品税につきましては、先ほど申し上げましたように自由化の問題と、それからそういった地方税の増徴の問題、さらに物品税のほうで本則税率に戻す、こういう三つの問題が重なつてしまりましたので、物品税のほうで一举に本則税率に戻すということは国際競争力の点からいろいろ問題があるということで、地方財政強化に対しまして国税のほうで応援をするという意味におきまして、むしろ地方税のほうの増徴をしてもらつて国税のほうでの物品税のほうは一挙にはいかないで漸進的に本則税率を持っていく、こういう考え方をとつたわけでございます。

○藤田(高)委員 私はこの地方税法の改正と今度の物品税の四品目の関連というものは幾ら御答弁願つても理解できません。やはりこの順序としては基本税率に返すものは返す。そうしないと物品

Digitized by srujanika@gmail.com

税内部のつり合いといふものがとれない。基本的には地方税法の改正をして、いろいろに地方財源云々と言いますが、地方財源の問題についてはここで論じようと思いませんが、やはり別途に地方交付税あたりを引き上げていく、こういう处置によつてやるべきだと私は思う。したがつて、やはり今度の改正というものは非常に逃避的な、国民の大数を中心とした物品税がどうあるべきかという、そういう積極的熱意というものがないと私は思う。やはり税の改正なり国政というものはもつともつと国民大多数が普遍的に恩典に浴するようなそういう姿勢で税の改正なり国政全般にお互いが取り組むべきだとと思うのです。そういう点については私は納得がいきませんが、質問の持ち時間の関係上この点については保留をしておきます。

ただ、先ほど局長の御答弁もありましたが、ぜひ物品税についてはもつと国民生活に密着をした品目を中心として、この税の引き下げのために積極的な御検討を願いたい。そういう姿勢で取り組んでいきたいという御意思があるかどうか、この点を最後にお聞かせ願いたいと思う。これはひとつ政務次官のほうからお聞かせを願いたい。

それともう一つ、私は自動車の貿易の自由化について、これは次会でもいいですから通産大臣にここへ来てもらって答弁を願いたいと思うのです。去年の経過をなしますと、九月の段階でも場合によつたら自動車の自由化をやろうかという動きがあつたんですね。そうしてそういう経過をずっとと論議をした結果、おそらくともというのが出てきたんですよ。時の通産大臣がおそらくとも三月までにはやるのだ、こう言つているんですよ。三月がきいたら四十年度の上期で、極端に言えば九月一ぱいままで伸びるかもしれない。これは百メートルの走り合いでないけれども、決勝点まぎわまで来たら、やれ百メートルじゃなかつた、百五十メートルだ。百五十メートルのところまで行つたら実のついて国の政策方針がぐらぐら変わるように

ことで、われわれは何を信頼して検討したらいいのか。これについては、そういう事務当局のようない通産大臣がこう言つておるからことしの上期にやる、そんなことで私は了承できません。行政といふものは時の内閣がかわつてもやはり継続して責任があるわけですから、しかも自民党から社会党政府にかわつたわけではないですから、その責任はもう少し明確に、三月中にやるのだったたらやる、あるいは五月だったら、その貿易の自由化についてはかくかくの理由があつて延びました、そういう明確な答弁を国会に対して行なう責任があるのではないか、そうしないと、この物品税の改正にあたつて貿易の自由化であるとか国際競争力からくるコスト面の理由によつてこういう暫定税率を設定することについては、これは一貫性がないんですね。そういう点で私は納得できません。これは局長から責任ある答弁ができなければ、次回の大蔵委員会へ通産大臣の御出席を願つて責任ある答弁を願いたい。とりあえそその二つ。

○銀治政府委員　自動車の自由化については、通産行政に関することですから、通産当局から責任ある答弁をしてもらうことにいたしたいと思いま

○藤田(高)委員 物品税についてはまだあるわけですが、時間の関係で、以上留保すべきものは留保して、次に移りたいと思います。
持ち時間がわざかでございますが、相続税について質問をいたしたいと思います。
まず、生命保険の非課税限度を五十万から今度百万にしておられる。このこと自体について私どもさして反対するわけではございませんが、今回こういうふうに限定して改正した理由を簡単にかしてください。

○東政府委員 相続税につきましても、その課税最低限のあり方あるいは所得税の税率との関連においていかにあるべきか、さらに最近いろいろ聞かしてください。

題になつておりまする夫婦間の贈与についてどのように取り扱うべきか、こういった基本的な問題があるわけでござります。実は、私どもも税制調査会に相続税の問題点をおはかりいたしましたところ、税制調査会におきましては、それは相続税制度についての基本的な問題であるし、ことに夫婦間の贈与につきましては、民法の夫婦財産制に関する問題でもあるので、委員会を設けてゆっくり検討する必要がありやしないかということで、四十年度の税制改正の際におきましては相続税の点についての一一般的な検討は見送るということになりましたのでござります。ただ、相続人が被相続人の死亡によって取得いたしまる生命保険金につきましては、昨年簡易生命保険の非課税募集限度が五万円に引き上げられましたこと、それからこの五万円という限度が、昭和二十九年に定められて以来今日までにすでに十数年を経過しておりますとから考えまして、この際、生命保険金につきましては、元本五十万円から百万円に引き上げられておるといったような事情、こういったこととから考えまして、この際、生命保険金につきましては、元本五十万円から百万円くらいに引き上げるといふことが適当であるということで、今

○藤田(高)委員 税制調査会の答申によりますと、「土地価格の異常に高騰という観点から自由農地について、また、農業経営の安定化という目的から農耕用財産等について、課税上何らかの特例を設けるべきとの意見もあるが、財産の個別的事情に応じた課税の特例を設けることは、制度の複雑化をもたらし、かえつて負担の公平を欠く」おそれがあるので云々、したがって、この財産税については、むしろ一般的な課税最低限を引き上げるとか、そういう課税最低限の定め方によつて全般的に解決することが望ましい、こういうふうの答申が出でる。この答申とこの生命保険との関係からいふと、こういうふアクターの大きいものでさえ、こういう特例を設けることについでござります。

○藤田(高)委員 それでは表現財産と不表現財産の構成ですね。この内容が割合としてどういふことになっているか。そこで、特に今回改正されておる生命保険の割合というものはどの程度のものであるか、これを聞かしてもらいたいと思います。

○県政府委員 相続税の課税財産を種類別に申し上げますと、これは三十八年度の実績の調査でござりますが、全体の課税財産額を一〇〇といたしますと、そのうち土地が五五・四%と半分以上を占めておりまして、その土地のうちで宅地がさらに大きい割合を占めておりまして、全体の課税財産のうちの四二・六%ということになつております。その次に割合の大きいのは有価証券でございまして、一八・六%、それから家屋が七・二%、現金預金が六・〇%、その前にその他の財産が八%となっております。実は生命保険につきましては、この八%の中に入つておるわけでございますが、その件数からいたしますと、まず実績で見上げますと、四十六万八千件ございますが、そのうち課税になりました件数は三千件でございます。

○藤田(高)委員 いまの表現財産及び不表現財産の内訳で、全部集計しても八八%ですから、家屋か山林か何か、かなり、一割程度のものが落ちておるんじゃないかと思いますが、その点、あとでお聞かせ願いたいと思います。

もう時間もありませんので結論に入りますが、いまの御答弁を聞いても、この生命保険の占める割合といふのは非常に小さいというか、もう全体割りを果たすためにやつたんだ、こういう理由づけがなされておるんですね。これは、なるほど広い意味ではそういう理由が、あえてくつつけよう

と思えばつかないことはないけれども、私はこういった理由といふものは非常にオーバーな理由づけじゃないかと思うのですよ。片一方では、いま問題になつておるよう、医療費の保険問題を通じて、あそこまで社会保障、社会保険というものが危機に直面しておるじゃないかという段階で、わずか全体の相続財産の中ではもう極論すれば、針で突いたほどのファクターのところへ社会保障の補完なんという理由を持ち出すこと自身が、私は、税制改正全体の問題としてこれは少しが理由としては薄弱じゃないか、これに対する見解を聞かしてもらいたいのと、ここ三年來の物価高騰ですね。その消費者物価の高騰の実態からいって、財産相続税の減免措置というのをこういう局部的なものをいじるのではなくて、やはり土地とか家屋ですね特に私は、最近政府は不十分ではござりますけれども、住宅の持ち家政策というものを推進したいという、そういう方向からいかなければ、サラリーマン階級を中心とした家屋あたりのそういう基礎免税といいますか、最低限度額とござりますけれども、住宅の持ち家政策といふのを打ち出しておるこの方針にマッチした相続税あるいは財産税の改正の方向でなければならぬと思うのです。それに対する見解と、そういう方向でこれから検討されるかどうか、その点についての御見解をひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○県政府委員 先ほど申し上げました相続税の財産種類別の割合で申し落としましたのは、事業用財産が三・一%ございまして、家屋につきましては先ほど申し上げましたように七・二%でございまます。それから家庭用財産が一・一%ございまます。それから先ほど申し上げましたその他の財産は八・五%でございまして、それらを全部合わせますと一〇〇%ということに相なるわけでござります。それから先ほど申し上げましたその他の財産が入つておりますが、生命保険金はおおむね一・一%程度でございます。

そこで、この生命保険金について非課税限度を

上げるのは——この生命保険金について非課税の制度を設けておるのは何かといふことを言つたわけですが、先ほど申し上げておりますように被相続人の死亡によつて遺族が死後の生活に困るわけですが、しかしそれはその制度そのものの根拠だけです。それで、今回引き上げたのが、それによつて社会保障を充実しようというほどのことではもちろんございません。そのようなオーバーな表現を使つつもりはこちらにはございません。ただ、先ほど申し上げましたように、相続税につきましては、一般的に検討すべき点が多々あるのでござりますが、それにつきましては相当の減税財源を要する、そこで減税財源の乏しいおりから、まあ少ない減税財源で何らかの措置をといふことになりますと、こういう改正に相なるというわけでございまして、一般的に相続税全般をもつと見直して、その課税最低限の引き上げあるいは比較的少ない財産範囲のところで累進税率の上昇が急激になつております。所得税の税率も同じようなことでござりますので、そいつた所得税の税率との関連において相続税の税率を見直す、あるいは先ほど申しましたような夫婦財産の夫婦間の贈与の問題といったような問題、検討すべき点がたくさんございますので、これらにつきましては今後十分税制調査会にもおばかりして検討してまいりたいと思っております。

○藤田(高)委員 最後に質問をいたしたいのですが、特に私は先ほどの質問にも触れましたが、持ち家政策との関係、これは全般的に関係のあることですが、持ち家政策との関連において、特に実屋等については税制調査会あたりで改正点として最低限度額を引き上げる。そういう努力方向が必要だと思うのですが、それについての見解を聞かしてもらいたい。

これまで私がきょう質問しようと思つていきました三件についての質問を一応終わりまして、最後に、前回の委員会で例の社内預金についての政府

の統一見解、これはできるだけ早い、できれば次の委員会にというよなことを言つたわけですが、若干時間がほしいということで、あれからもうかなり時間がたつてゐるわけです。それでいつごろ問題が示されるのか、先ほどの貿易の自由化ではございませんけれども、一寸延ばしでないようですから、その時期をひとつ明確にしてもらいたい。

○県政府委員 お話しのよう、最近持ち家政策が重要な政策として問題になつてまいっております。ところで、相続税の場合に、持ち家政策に協力するという意味でどういうふうに考えるべきかございましたように、家だけではだめなので、やはり土地を合わせて、土地と家という関係で考えてまいりますと、御承知のとおり、最近の地価は地域によって非常な差があることを、そこで農村における場合の宅地と、家屋と、それから都市——都市の場合はおきましても郊外における場合と都心における場合とでは非常な差があることを、そこで何坪の土地で何坪の住宅は相続税の課税対象からはずすというわけにはなかなかまいりかねるのでござります。そういう点から考えますと、標準的な土地、家屋の坪数というものを想定いたしまして、それが課税対象からはずれる程度にまで相続税の基礎控除——これは御承知のとおり現在では遺産に対して二百五十万円と、相続人一人当たり五十万円ということになつておりますが、その引き上げを検討すべきだということになるわけであります。現在のところでは、東京でござりますと十坪で家屋が三十坪の場合には、課税の対象にならない程度に考へておるわけございます。しかし、その基準のあり方についてはなお検討しなければならない点がございます。そういった点も含めまして、今後税制調査会におばかりして課税最低

限のあり方、あるいは税率、夫婦間贈与の問題、こういった点等を十分検討してまいりたい、かようになります。

○藤田(高)委員 先ほどの社内預金の関係についての統一見解は、いまあとで堀先生その他からこれに関連する質問もあるやうに聞いておるのであります。そのときでもけつこうですが、いま次官のほうからその時期くらいは明示できるようございましたらお聞かせいただきたい。

○鐵治政府委員 時期はいま私だけで申し上げるわけにはいきませんが、この間の質問によつて、直ちに事務当局で調査をして、ある程度の成案が出たら私も相談に乗るから早く案を持って出せるようしろと言つてありますので、近いうちに出すものだと心得ております。いずれもう一べんお返事ができたらいたそうと思ひます。

○藤田(高)委員 最後に、その点についてはああいった経緯がございますので、これはきょうの委員会終了後でもけつこうですから、できれば何らかの方法で大臣なりあるいは関係局長等と相談の上、火急にひとつ結論を出してもらいたい、このことを要求し、保留して私の質問を終わります。

○鐵治政府委員 承知しました。

○吉田委員長 ただいま議題となつております各件中、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求める件に対する質疑は、これにて終了いたしました。

おはかりいたします。

本件を承認するに御異議ありませんか。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本件は承認するに決しました。ただいま議決いたしました承認案件に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 金融に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○堀委員 執務部に対し、山陽特殊製鋼が会社更生法の適用を申請いたしました。同社の負債総額は約五百億円とこういわれている。戦後最大の負債額を持つております会社が更生法の適用を申請いたしておるわけでありますけれども、これについて政府は、日本銀行を含めて連鎖倒産防止に対する対策の指示がされておる、こういうふうに聞いておりますけれども、抽象的なことしか伝えられておりませんので、下請の会社がいま山陽特殊製鋼の手形を持つておる場合、あるいはまだ手形すらももらわないで売り掛け金の形になつておる場合のこれら

の債権はすべて凍結されて計画案が提起をされてしまつた。その場合に、その中小企業自体がその他の取引にによって運営ができる程度のものならよろしいと思ひますけれども、主として山陽特殊製鋼との間に取引関係のあるところは、これは完全に手をあげることに金融上もなつてくるのではないかと思ひますので、これらの会社更生法の適用申請に基づいて生じてくる下請連合会社の債権は、いかような措置によつて――その債権そのものがあることを確認したところで、それが現金化されなければ、下請会社にとつては非常に大きな問題になります。これは当然連鎖倒産が起つてくると思うの

ですが、それについて大蔵省は具体的にはどういうことによつてそれを防ごうとするかをお伺いいたしたいと思います。

○高橋(俊)政府委員 山陽特殊製鋼は金融機関の借り入れが最も多いであります。それ以外の一般負債、これは概算でございましてはつきりしたこととはつかめませんが、大体二百二十億円ぐらいでございます。そのうちで商社、これは数は二十六社でございますが、百二十億円ぐらいは商社の分であります。この商社につきましては、中には中くらいの規模もありますけれども、大体比較的大きなところが多いのであります。銀行との取引が非常に大きいわけでござりますから、これは心配ない。残りの百億円ぐらい、これも確定数字でも何でもありませんが、これがいわゆる中小、下請等を含むものの債権額でございます。私どもはかねて連鎖倒産について非常に迅速に対策を講ずるわけでありますけれども、これについて政府は、日本銀行を含めて連鎖倒産防止に対する対策の指示がされておる、こういうふうに聞いておりますけれども、抽象的なことしか伝えられておりませんので、下請の会社がいま山陽特殊製鋼の手形を持つておる場合、あるいはまだ手形すらももらわないで売り掛け金の形になつておる場合のこれら

の債権はすべて凍結されて計画案が提起をされてしまつた。その場合に、その中小企業自体がその他の取引にによって運営ができる程度のものならよろしいと思ひますので、これらの会社更生法の適用申請に基づいて生じてくる下請連合会社の債権は、いかような措置によつて――その債権そのものがあることを確認したところで、それが現金化されなければ、下請会社にとつては非常に大きな問題になります。これは当然連鎖倒産が起つてくると思うの

て、商工会議所に相談所を設け、あるいは非常にこまかいその地区の主要な下請関係業者を集め、自分がどの程度に深い関係があり、どの程度の影響を受けるかということを一々承りながら、関係銀行にその融資をあつせんする、そういうたたかいとあります。

○高橋(俊)政府委員 山陽特殊製鋼は金融機関の影響を受けるかということを一々承りながら、関係銀行にその融資をあつせんする、そういうたたかいとあります。この融資をあつせんする、そういうたたかいとあります。

○堀委員 いまのお話は、ちょっと技術的に伺いますけれども、それはそういう下請会社の債権を金融機関が肩がわりをする、こういうことなんですか、新たな融資をつけることによって、要するに運営に支障を来たさないということなのか、ある債権を、たとえば手形なら手形を引き取るかつて債権を肩がわりする方針で処理をすることになります。

○堀委員 いまのお話は、ちょっと技術的に伺いますけれども、それはそういう下請会社の債権を

金融機関が肩がわりをする、こういうことなんですか、新たな融資をつけることによって、要するに運営に支障を来たさないということなのか、ある債権を、たとえば手形なら手形を引き取るかつて債権を肩がわりする方針で処理をすることになります。

来どうなるかということについては、一応会社更生法は、再建の見込みがあるということで裁判所は認定をすると思うのですけれども、見込みがあるかないかということが、ちょっとはつきりわからない問題なものですから——法務省入りましたか。——法務省の方がお入りになつたから、ちょっと伺つておきたいのは、これまで会社更生法の適用の申請を受けて、これは期限は正確には切られていないものではないか、ちょっと私も法律を見たところ、何年以内にしなければならぬということははつきり書かれてないようありますから、その更生が終了する時期、あるいは会社が自立できる条件といふものの、日限だけはちょっとよくわかりませんが、これまで昭和二十七年から更生法の適用を受けたものは、大体どのくらいか、要するに更生ができる、結果としてどのくらいは更生ができたつか、ちょっとそれを最初にお伺いしたいのです。

○新谷政府委員 昭和二十七年以来の会社更生法

の適用を受けた会社につきまして、どの程度更生ができたかという御質問でございますが、実は、

急のお呼び出しでございましたために、十分調査できませんでしたがございまして、まことに申しわけな

いと思います。件数にいたしますと、二十七年か

三十九年までの間におきました、更生手続の開

始決定のありました件数は、約三百九十くらいに

なれるようでございます。このうちで具体的に計画

を立てられまして、更生計画の認可になりました

ものの数は百八十七という事になつております。

○堀委員 いまのお話は要するに申し立てをした

のが三百九十九作、認可になったのは百八十七とい

うことでござりますね。そうすると私が伺つてお

るのは、全然答弁の角度が違うように思いますが……。

○新谷政府委員 ただいま三百九十九と申し上げまし

したのは、更生手続の開始決定のありました数字

でございます。そのうちで更生計画の認可になりましたものが百八十七、こういうことでございました。——法務省の方があつたから、ちょっと伺つておきたいのは、これまで会社更生法の適用を受けて、これは期限は正確には切られていないものではないか、ちょっと私も法律を見たところ、何年以内にしなければならぬということははつきり書かれてないようありますから、その更生が終了する時期、あるいは会社が自立できる条件といふものの、日限だけはちょっとよくわかりませんが、これまで昭和二十七年から更生法の適用を受けたものは、大体どのくらいか、要するに更生ができる、結果としてどのくらいは更生ができたつか、ちょっとそれを最初にお伺いしたいのです。

○新谷政府委員 そうすると、それ以外のものは、事実上はどうなつておるのでしょうか。計画が立案されたということは、更生に対し具体的にものが運んでおるということだと思うのですが、毎年の状況で見ますと、昨年はすでに二月の東京発動機から十二月のサンウェーブまで十一社が更生法

の適用のあれに結局なつてあるわけですから、

も、一年に、見ていると多い年は二十九年ですか、三十件で一番多いようですが、毎年二十件か

三十件があるわけですね。その中で百八十七とい

うのは、年代別にはわかりますか。大体見ており

ますと、何か半分以下のときもあるし、半分くらいのときもあるようなんですが。

○新谷政府委員 更生計画の認可になりました数字を年度別に申し上げますと、当初の間のは、各

年度別にこまかく分けてございませんで恐縮でござりますが、昭和二十七年から昭和三十年までの間におきました七十九件でございます。三十一年におきました三十四件、三十二年におきました二

十五件、三十三年におきました七件、三十四年におきました十四件、三十五年におきました八件、三十六年におきました六件、三十七年におきました三件、三十八年におきました十一件、三十九年は推定でございますが、六件ぐらいではある

まいと考えております。

○堀委員 そこで、結局私は今度の問題で、山陽特

殊製鋼がどうなるか、これはこれからの問題です

でございませんでございまして、まことに申しわけな

いと思います。件数にいたしますと、二十七年か

三十九年までの間におきました、更生手続の開

始決定のありました件数は、約三百九十くらいに

なれるようでございます。このうちで具体的に計画

を立てられまして、更生計画の認可になりました

ものが三百九十九と申し上げました数字

が……。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 そうしますと、これ以外のものは結局

更生できなかつた。だから言葉うなれば破産申請か

なにかで清算されてしまつた、こういうふうに理

由でござりますが、認めなければなりません

のでござります。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○堀委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

解してよろしくおさいますか。

○新谷政府委員 いろいろの結果をつけておると

思いますが、認可になりましたもの以外は、ある

いは裁判所が更生手続に乗らないということであり

多い。ですから何とかなるものが多いのではないか。もちろん銀行がそのときだけ貸してすぐに取り上げるということをすればこれは倒れてしまう。それはやらぬということです。だから、手形で貸しましても何回も書きかえをやって無理のない期間で回収するという考え方である、そういうところございますから、これを信用して指導していくほかないのでないかと思います。

○堀委員 私が最初にちょっと触れた、債権が肩がありをされるのですと、これは影響が非常に少ないと思うのですけれども、貸し付けになると、債権期間が片一方は非常に長いですから、片一方の貸し付け時間がどうなるかということが、下請側の債権について非常に問題になってくるのじゃないか、こういうふうな感じがします。そこまで銀行が肩がわりしなければならぬかどうかには問題がありますし、拘束力としては無理かも知れませんけれども、しかし少なくともこれが原因にならなければ、少なくとも債権の額の範囲内においては時間的にも量的にもこれは金融機関が見てやらなければ——事実その人たちの責任でない処置によつて、特に会社更生法などという法律で大企業を保護することによって、いまだも大体大企業は中小企業にかなりもたれかかつて成り立つている条件が、最後まできて中小企業の犠牲で大企業が生き残るのは、これはやはり会社更生法の適用の趣旨ではないと思いませんから、その点についての質問を保留いたします。

○吉田委員長 春日一幸君。

○春日委員 昨年の秋には日特鋼、サンウェーブなどという中型企業の破綻がわが国産業経済界に大きな衝撃を与え、関連中小企業に連鎖倒産を来たしました、これが大きな経済不安あるいは社会

不安やがてはこれが政治不安を高まるのではないかと非常に警戒をされたのでございます。こういうような情勢を背景として、今回ここに突如としてわが国特殊鋼のチャンピオン山陽特殊製鋼、これが四百六十億円というような膨大な負債をして会社更生法の適用を受けるという事態に相なつた次第でございます。これは單なる一企業の倒産の問題ではないと思つ。特に今回の山陽特殊鋼の場合、下請が三百社をこえるというようなことでれば、これはもう大きな社会問題であると思つます。わけてこの三百社というものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊鋼なんというものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかというようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけですが、社会的に信望の高いこの山陽特殊鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だにしなかつたことです、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといつて、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見過ごすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対する適切な救援の手を差し伸べなければならぬと思つ。ついては、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういう措置をとつたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打しました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれということを強く主張いたしましたが、とらざるままに秋にサンウェーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本織維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊鋼、あとど

ういうような事態が起きるばかり知れない。高橋銀行局長もよもやこんなことになるであろうとは夢想だにしなかつたと大蔵委員会で述べられておる。少なくとも銀行局長や所管通産省の重工業局長が、よもやもやと、よもやをかけられておつた問題がここにおそるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずた次第でござります。これは單なる一企業の倒産の問題ではないと思つ。特に今回の山陽特殊鋼の場合は、下請が三百社をこえるというようなことでれば、これはもう大きな社会問題であると思つます。わけてこの三百社というものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊鋼なんというものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかというようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけですが、社会的に信望の高いこの山陽特殊鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だにしなかつたことです、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといつて、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見過ごすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対する適切な救援の手を差し伸べなければならぬと思つ。ついては、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういう措置をとつたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打しました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれということを強く主張いたしましたが、とらざるままに秋にサンウェーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本織維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊鋼、あとど

ういうような事態が起きるばかり知れない。高橋銀行局長もよもやこんなことになるであろうとは夢想だにしなかつたと大蔵委員会で述べられておる。少なくとも銀行局長や所管通産省の重工業局長が、よもやもやと、よもやをかけられておつた問題がここにおそるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずた次第でござります。これは單なる一企業の倒産の問題ではないと思つ。特に今回の山陽特殊鋼の場合は、下請が三百社をこえるというようなことでれば、これはもう大きな社会問題であると思つます。わけてこの三百社というものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊鋼なんというものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかというようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけですが、社会的に信望の高いこの山陽特殊鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だにしなかつたことです、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといつて、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見過ごすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対する適切な救援の手を差し伸べなければならぬと思つ。ついては、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういう措置をとつたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打しました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれということを強く主張いたしましたが、とらざるままに秋にサンウェーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本織維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊鋼、あとど

ういうような事態が起きるばかり知れない。高橋銀行局長もよもやこんなことになるであろうとは夢想だにしなかつたと大蔵委員会で述べられておる。少なくとも銀行局長や所管通産省の重工業局長が、よもやもやと、よもやをかけられておつた問題がここにおそるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずた次第でござります。これは單なる一企業の倒産の問題ではないと思つ。特に今回の山陽特殊鋼の場合は、下請が三百社をこえるというようなことでれば、これはもう大きな社会問題であると思つます。わけてこの三百社というものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊鋼なんというものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかというようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけですが、社会的に信望の高いこの山陽特殊鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だにしなかつたことです、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといつて、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見過ごすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対する適切な救援の手を差し伸べなければならぬと思つ。ついては、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういう措置をとつたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打しました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれということを強く主張いたしましたが、とらざるままに秋にサンウェーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本織維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊鋼、あとど

ういうような事態が起きるばかり知れない。高橋銀行局長もよもやこんなことになるであろうとは夢想だにしなかつたと大蔵委員会で述べられておる。少なくとも銀行局長や所管通産省の重工業局長が、よもやもやと、よもやをかけられておつた問題がここにおそるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずた次第でござります。これは單なる一企業の倒産の問題ではないと思つ。特に今回の山陽特殊鋼の場合は、下請が三百社をこえるというようなことでれば、これはもう大きな社会問題であると思つます。わけてこの三百社というものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊鋼なんというものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかというようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけですが、社会的に信望の高いこの山陽特殊鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だにしなかつたことです、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといつて、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見過ごすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対する適切な救援の手を差し伸べなければならぬと思つ。ついては、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういう措置をとつたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打しました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれということを強く主張いたしましたが、とらざるままに秋にサンウェーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本織維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊鋼、あとど

の問題、日特鋼の問題、それから最近では京都の日本織維の問題、こういうような共通の破産、倒産によって関連倒産を生じましたところの下請中小企業、こういうものに對していかなる救済が行なわれたのであるか、これの経過の御報告、これを文書によつて本委員会に御提出を願いたい。政府ははたしてそのような救済措置の実際的効果を確保しておるのであるか。あるいはそれらの諸君は事実上余儀なくして破産の中に追込まれてしまったのであるか。今後われわれが会社更生法を審議していく、あるいはこの法改正を試みていくときに、これは大いなる資料となるでございましょうから、したがつて、過去におけるそれらの破産、倒産によつて生じた下請企業の関連倒産、これが政府あるいは政府の行政指導によつてどのようないくさめの実をおさめておるのであるか。これをひとつ本委員会に資料の御提出を求める。そこで、当面する具体的な問題として、緊急措置としては、当面のところは緊急融資、それからいま銀行局長からお話をありましたところのいわゆる世話をひつて本委員会に資料の御提出を求める。そこで、当面する具体的な問題として、緊急措置としては、当面のところは緊急融資、それからいま銀行局長からお話をありましたところのいわゆる世話をひつて本委員会に資料の御提出を求める。それで、当面する具体的な問題として、緊急措置としては、当面のところは緊急融資、それからいま銀行局長からお話をありましたところのいわゆる世話をひつて本委員会に資料の御提出を求める。

○春日委員 地元の市中金融機関がこれについて極力応援的な立場から資金の供給を行なうであろうと思う。当然政府関係の政策金融だけでは必要な資金量を確保することはできないでございましょう。よつて民間市中金融機関の協力をまたなければならぬことは言をまたないところでございますが、さりながら、いち早く单なる一つの金融ベースでなくして政策ベースによつてこの問題の解決をはからなければならぬ。緊急の措置としてはこの際政策金融を行なわざるを得ないのである。このことは、これはローカルバンクとしてもあるいは全国銀行としても当然の使命であろうと思うのでござります。すべからく銀行局長の強力な行政指導によつてその実が確保されることを強く期待するものであります。しかし、これは何といつても一個の政策的な要因が多い。と申しますることは、高度成長政策の結果として、銀行はオーバーローン、企業はオーバーポロイソング、これがことういう無理万能のごとき形として破綻を生じたのでありますから、政府はここに一半の責任があります。一半の責任というよりも全般的責任があるのでありますから、ただ単にこれは金融ベース、経済の財政措置を考えておるのであるか、この際御答弁を願います。

○高橋(俊)政府委員 その金額はまだはつきり申し上げることができませんが、私どもでは、現地の公庫、商工中金など政府関係三公庫に対して、この際、この山陽特殊鋼に対する下請関連三百の大いなる商人、これを救済することのためにどの程度の財政措置を考えておるのであるか、この際御答弁を願います。

○春日委員 のそういう金融懇談会におきまして、非常に具体的にそれぞれの金融機関が担当すべき融資額などを検討する予定でございますから、そういう際に、あまりはつきりしない、民間からの融資が確実であるかどうかわからないというふうなものには、当然、補完的な意味におきまして、商工中金、国民公庫、中小公庫から資金を融通してこれを救済するというふうなことをやるつもりでござります。金額はいまのところはつきりわかりませんが、大体において金融機関が引き受けてくれる額が相当な割合になるであろうという見通しでございますので、金額としてはそう大きくなくて済むだけ生ずるかわかりませんが、これは、いま三月でございますが、これらの融資が実際に行なわれるは少しうまくは、ずれるわけでございまして、四月にまたがるものも出てくるわけでございます。そういう際に、絶えず財源につきましては適度な調整手段を考えたい、そういうように思つております。

○春日委員 地元の市中金融機関がこれについて極力応援的な立場から資金の供給を行なうであろうことは、これはローカルバンクとしてもあるいは全国銀行としても当然の使命であろうと思うのでござります。すべからく銀行局長の強力な行政指導によつてその実が確保されることを強く期待するものであります。しかし、これは何といつても一個の政策的な要因が多い。と申しますことは、高度成長政策の結果として、銀行はオーバーローン、企業はオーバーポロイソング、これがことういう無理万能のごとき形として破綻を生じたのでありますから、政府はここに一半の責任があります。一半の責任というよりも全般的責任があるのでありますから、ただ単にこれは金融ベース、経済ベースで問題の解消、解決をはからうなどとは考へないで、むろん現存する機関に協力を求めるこ

のそういう金融懇談会におきまして、非常に具体的

も、政府が意気込みを示すことによって、政府が

も早くおやりになりますするように。タイミングを

失してはなりません。手形の支払い期日が来てか

らその後にそ

ういうよ

うな

こと

が

れ

る

こと

○新谷政府委員 お説のようすに、会社更生法における職権による調査に基づきまして手続が始められます。その段階におきまして管財人が選任されまして、管財人の手で会社更生計画というものが立てられるわけでござりますが、その中にいまお話をのように、下請会社の債権をどう処理するかと申しましては、下請業者もいろいろ債権の回収が不可能になつて困ることもございましょう。また、原材料の販売会社も同じようなうき目に立つ。さらに、運送会社も同じような関係に立つといふことになりますして、債権者一般の問題もあるわけであります。そこで、法律論としましては、債権者は平等に扱うということに法律上なつておりますので、特定のものだけを特に有利にというることは原則としてはできないものと解しております。

○春日委員 会社更生法の百十九条には、いろいろな共益債権の中に賃金債権が同等の扱いを受けていると思うのです。私どもは、いま唐突にこういう政策論をぶつけるではなくして、すでに数年前からのおわれわれの理論でありますするが、それは、その下請代金というものを共益債権として認むべきである。なぜかなれば、その理由としては、会社更生法の百十九条に、賃金債権というものは税金と同じように、これは共益債権として認めるべきである。税金の中にはさまざまある。たとえば国税もあるし地方税もあるし物品税もあるしいろいろな事業税まであるんですね。税金はさまざまある。それと同じように、賃金債権の中にもさまざまたとえば自分の下請企業が自分の企業に協力するために労働者に払つておる賃金というものがあります。だから、われわれは、下請企業の下請債権のうち、なかんずく、その六割程度のものは、下

請企業に働くことによって、その企業に労働力を提供して受ける反対給付、すなわち、賃金であるから、税金の中に国税から何からさまざまな税金があって同一の取り扱いを受けるように、下請債権の中の六割程度のものは、すなわち、下請がその企業に協力する過程において賃金債権に見合うものである、現実の問題として、政策論としてですね。だから、私どもは、会社更生法を改正をして、そうして下請代金の中の六〇%はこれを賃金債権とみなして、これを共益債権の扱いをしていくべきである、こういう政策論があるわけですね。このことが私は、法律家の鍛冶政務次官がお聞きになつても論理がかなうと思うのですが、いかがでありますか。たとえばあなたの専属工場がありになる。その中の相当の分量を全体的にあなたのことろに納める。そこに働いておる労働者と、それから、あなたのところに直接働いておる労働者と、あなたの企業に協力するという内容においては實質上何ら変化はない。ところが、下請代金の中には材料費がございましょうし、いろいろなものがございましょうが、それはいかに見るべきか。それはいろいろあるであります。けれども、これを大まかに六割と見ることは、これは大体実態を把握し得ておるであろう。そうすれば、下請債権の中の六割までは下請企業の賃金に見合うものであり、その賃金は親企業に直接従事しておる者の賃金と何ら変わるものではない。形式上國税と地方税との変わり方ぐらいのもので、その本質的な姿は賃金債権である。労働者の生活を守るために賃金といふものです。これはやはり政策的に同等に扱つてやるのでなければ論理が合わないのではないかという政策論の上に立つて、こういう法改正を望んできたわけです。この点は社会党さんも一緒——一縁じやない、これは実際の話、社会党時代に私どもが一緒になつてつくったのであります。私は、こういう政策論についても、自民党の諸君だって異論がないと思う。そういうような政策論を踏んまえて、すなわち、管財人が、下請代金の中の何割かというものは賃金債

債権である。賃金債権が百十九条において共益債権として処理されておるのであるから、したがつて、この再建計画の中においては、下請の賃金債権といふもの、下請の債権の中の六割程度のものは賃金債権としてこれをみなして支払う。そういう支払い計画を立てたら、裁判所は、理論も合うし実態もそうである、よろしいと言つて裁判長が許可すれば、私は、この山陽特殊鋼の場合でも、下請債権の中の六割までは共益債権として優先支払いを確保する措置がとり得るのではないか、現行更生法の立場においてもそういうような理解の上に立つて国がそういう判断をすることによつて、私は法の改正を待たずとやもつてやれないことはないと思うが、法務省の御見解はいかがでありますか。

債権の何%程度がその賃金債権である。このみな
し方は、これは実情に即して判断すれば、下請企
業の経理を分析すればすぐあらわれてくる問題で
すね。だとすれば、その親企業に直接雇用されて
おる者の賃金債権は共益債権である。下請のもの
は全面的にこれを切り捨ててしまうということ
は、政策的にこれは未熟であると思う。私はこれ
は実態を把握していないと思う。そういうような
事情を踏んまえて管財人がこれは適当ではないと
思うから、したがって下請債権の中の60%程度
のものは下請の賃金債権とみなし、これは支払い得る
う、こういう支払い計画を立てて裁判所に申し出
をし、裁判所がこれを認めた場合は支払い得るん
だ、そしてあなたのほうが政府の中においていろ
いろと連絡調整の機会を持って、そうだ、そうち
だ、こういうふうにして下請企業がかわいそう
だ、これは敷済せなければならぬ、社会問題にな
るんだ、本人の責任によらずして倒れたものを救
済しなければならぬのだという理解の上に立って
この問題を集約して判断すれば、やってやれな
ことはないと思う。

た通産大臣と大蔵大臣とがよく會議されて、実際問題として下請企業を何らかの手を尽くして救済しなければならぬ。あるいは救済する必要がありと政治的に御判断になつたといたしますれば、私は現行法の立場においてやり得るというようないまの御答弁であるならば、問題はあとは政策論だと思うのですね。ぼくはすべからく三大臣が協議されてこの問題は、法律の改正といつたって、事実上なかなか容易じゃございませんから、現行法の範囲においてなし得ることからやつていくしかない、なし得るようひつ御努力あらんことを強く要請しておきたい。政務次官、御答弁を…。

○鍛冶政府委員 この会社の更生計画は破産の場合と違いまして、これから事業を継続していくこということが眼目なんです。だから賃金を払わぬならぬとかということは、これは破産の場合に考へべきことであつて、更生の場合は、どうすればこの事業が継続できるか、ここからくるのだと考えております。

○春日委員 私は親企業、たとえばこの山陽特殊製鋼というような大々会社が、下請企業がつぶれちまつては再建計画を立てたってやれない、と思ふ。下請企業をつぶさないためには全面的に支払うことができないとしても、何らかの名目を立てて、法律の根拠を背景にして、とにかく支払い得る熊勢、前向きの形で問題をしぼつていかなければならぬ、こういうよろい意味合いにおいて当面するこの下請企業、これを関連倒産から救済をしていく。そうしてこの山陽特殊製鋼というものが一日休めば五千万円の損だというのだから、それからまた日本の基幹産業の中でも重要な役割を果たしておる一個の企業でありますから、したがつて、

てどうかひとつ私がいま申し上げましたこと、あるいは私もいま早急に考えた論理でございますが、この下請代金のうちの大割は下請企業の資金債権である。下請企業の資金債権は、親企業の資金債権と直接と間接の差はあれ同質のものである。この上に立つて会社更生法の改正案をすっと前から私どもは出しておるのです。だから政策論は相当練れておる。この現行法のたまえにおいてこれをやることについてはなお研究が必要であろうと思いますが、しかしわれわれも長年

の政策研究の中においてこれは不可能ではない。

政府が、国が、国会が、同じような気持ちになればその問題の処理はできないはずはない。裁判所も外国人じゃないのだからして、ひとつそういうよ

うな意味合いで鍛冶さんの御努力でこの問題が通産、大蔵、法務省の協力によって当面の危機を回避することができるよう善處を願いたいことを強く要望しております。

それからひとつ政策論に入りますが、これは特に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれが立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一千億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一千億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

ら一干億という別ワク資金を設けて、それによつ

て長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破

産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあらざれば本日までずつと多くの破産、倒産が相次いでき

ておる、将来ともこの金融不安がどこで終息さ

れるかめどが立つてない。これは必要にして欠

かずからひとつ政策論に入りますが、これは特

に関係官庁に強く要望いたしたいのでござりまするが、これは先般社会党さんに對しても、自民党

さんに対しても、わが党から提唱いたしました一

個の教説策がございます。それは不渡り手形整理

協会法案というのでございまして、これはこのよ

うなふうにお互いに自己の責任によらずしてはか

らずも受け取った手形が不渡りになつて、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問

題はここにあると思うのですね。それでわれわれ

が立てました一つの具体策は、国の機関として不

渡り手形整理協会というよろいものをひとつこ

とらなければならぬが、いろいろと研究してもほん

んば政府提案、何らかの形でこのよろい不渡り手

形と関連倒産統出の現状にかんがみて救済措置を

ついては、私は高橋銀行局長に対して中小企業厅

長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つて

できるならば三党共同提案、三党共同提案ができる

ときものに別ワク資金を設けて、これを一千億な

</

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局